

Title	EU基本権憲章の適用に関する議定書の解釈をめぐる序論的考察： イギリス、ポーランドおよびチェコ
Sub Title	The status of the protocol on the application of the EU charter of fundamental rights : an opt-out or an interpretation guide?
Author	庄司, 克宏(Shoji, Katsuhiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.19 (2011. 3) ,p.317- 330
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	豊泉貫太郎教授, マキロイロバート教授, 退職記念号 = Essays Commemorating the Retirement of PROFESSOR TOYOIZUMI KANTARO, PROFESSOR ROBERT MCILROY Presented by Their Colleagues and Former Students 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110325-0317

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

EU基本権憲章の適用に関する 議定書の解釈をめぐる序論的考察

—イギリス、ポーランドおよびチェコ—

庄 司 克 宏

はじめに

1. 欧州連合基本権憲章のポーランド及びイギリスへの適用に関する議定書（第30号）
2. 議定書第30号第1条1項の解釈
3. 議定書第30号第1条2項および第2条の解釈

結 語

はじめに

EU基本権憲章¹⁾ (the Charter of Fundamental Rights of the European Union) は、当初それ自体としては法的拘束力を有しない政治的宣言として採択された。それは、2004年10月29日署名された欧州憲法条約²⁾ (the Treaty establishing a Constitution for Europe) において本文第Ⅱ部に直接規定されていたが、発効すること

-
- 1) 伊藤洋一「EU基本権憲章の背景と意義」『法律時報』第74巻4号、2002年、21-28頁参照。
 - 2) 欧州憲法条約については以下参照。庄司克宏「欧州憲法条約草案の概要と評価」『海外事情』第51巻10号、2003年、14-37頁、同「2004年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第1号、2004年、1-61頁、同「EUにおける立憲主義と欧州憲法条約の課題」『国際政治』第142号、2005年、18-32頁、同「欧州統合における非対称性問題と欧州憲法条約」『ノモス』(関西大学法学研究所)第17号、2005年、89-106頁、同「欧州憲法条約とEU」『世界』第736号、131-140頁。同「欧州憲法と東西欧州—EU統合のパラドクス」、羽場久美子・小森田秋夫・田中素香編『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店、2006年所収、61-79頁。

なく終わった。しかしその後、2007年12月13日署名され、2009年12月1日発効したリスボン条約³⁾ (the Treaty of Lisbon) により改正された欧州連合 (EU) 条約第6条1段には次のように規定されている。

「連合は、2007年12月12日にストラスブールで適合化された2000年12月7日付欧州連合基本権憲章⁴⁾ に列挙される権利、自由及び原則を承認する。同憲章は [EU基本] 条約と同一の法的価値を有するものとする。」

このようにして、リスボン条約によりEUの基本条約であるEU条約 (the Treaty on European Union) およびEU機能条約 (the Treaty on the Functioning of the European Union) と同じ法的効力を付与されたのである。これにより、基本権憲章の規定は、潜在的に直接効果⁵⁾ を有することとなる⁶⁾。しかし、基本権憲章第52条5項によれば、「原則 [principles] を含む本憲章の規定は、各権限の行使において、連合の諸機関 [及び補助機関] が採択する立法的行為及び執行的行為並びに加盟国が連合法を実施しているときの行為により実施されることができる」ため、「かかる行為の解釈及び合法性の判断においてのみ司法的に審理可能である」結果、直接効果を有しない⁷⁾。EU条約第6条3段には、憲章に定める基本権の解釈においてはその解釈および適用に関する一般規定

3) リスボン条約については以下参照。庄司克宏「EU憲法の放棄と「改革条約」案—ブリュッセルの妥協」『世界』第769号、2007年、25-28頁、同「リスボン条約(EU)の概要と評価」『慶應法学』第10号、2008年、195-272頁、同「リスボン条約と域内市場法」、庄司克宏編『EU法 実務篇』岩波書店所収、2008年、347-370頁、同「リスボン条約とEUの課題—「社会政策の赤字」の克服に向けて」『世界』第776号、2008年、204-213頁。

4) Charter of Fundamental Rights of the European Union [2010] OJ C 83/2。2000年版のEU基本権憲章については、庄司克宏「EU基本権憲章(草案)に関する序論的考察」『横浜国際経済法学』第9巻2号、2000年、1-23頁参照。

5) 庄司克宏「欧州司法裁判所とEC法の直接効果—理論的再検討」『法律時報』第74巻4号、2002年、14-20頁参照。

6) Catherine Barnard, "The 'Opt-Out' for the UK and Poland from the Charter of Fundamental Rights: Triumph of Rhetoric over Reality?" in Stefan Grillier and Jacques Ziller (eds.), *The Lisbon Treaty: EU Constitutionalism without a Constitutional Treaty?*, Springer-Verlag, Wien, 2008, pp. 257 - 283 at 260.

7) *Ibid.*, p. 261.

(憲章第七編)とともに附属説明文書を参照することとされている⁸⁾。いずれの規定が「原則」を含むかについては基本権憲章自体には示されていないため、附属説明文書を参照する必要があるが、それにしても解釈の余地が残ることとなる⁹⁾。

基本権憲章がEU法の第一次法とされたこと¹⁰⁾の主な背景として、警察・刑事法協力を含む「自由・安全・司法領域」¹¹⁾全体がリスボン条約により超国家的法秩序に組み入れられことに対応する必要があるとされる¹²⁾。他方、EU条約第6条1項2段は「憲章の規定は〔EU基本〕条約に定められている連合の権限〔competences〕を決して拡張するものではない」と規定する¹³⁾。

なお、基本権憲章に加えて、EUは欧州人権条約に加入することが義務付け

8) 条約規定における憲章説明文書への言及は、法的にはとくに意味を持たないが、象徴的には憲章の実際の適用において同文書の比重を高めるものとされる。この点については、Ingolf Pernice, “The Treaty of Lisbon and Fundamental Rights” in Stefan Griller and Jacques Ziller (eds.), *op. cit.*, pp. 235-256 at 242参照。

9) Catherine Barnard, *op. cit.*, p. 261, 262.

10) *Ibid.*, p. 260.

11) この分野の政策については以下参照。庄司克宏「欧州連合(EU)法の下における司法・内務協力」『法学研究』(慶應義塾大学)第68巻9号、1995年、33-55頁、同「アムステルダム条約におけるEUの法的構造—「3本柱」構造の変容」、石川明・櫻井雅夫編『EU法の法的課題』慶應義塾大学出版会、1999年所収、43-77頁、同「「自由・安全・司法領域」とEU市民—欧州逮捕状と相互承認原則」、田中俊郎・庄司克宏編『EUと市民』慶應義塾大学出版会、2005年所収、143-166頁、同「欧州連合(EU)におけるテロ対策法制」、大沢秀介・小山剛編『市民生活の自由と安全—各国のテロ対策法制』成文堂、2006年所収、203-237頁、同「難民庇護政策における「規制間競争」とEUの基準設定」『慶應法学』第7号、2007年、611-655頁、同「EU難民政策の理念と現実」『世界』第763号、2007年、296-306頁。

12) Ingolf Pernice, *op. cit.*, pp. 238-240.

13) この条文の趣旨は授権原則(the principle of conferral)および補完性原則(EU条約第5条1-3項)によりすでに確保されているため、同規定は必要ないものであるとされる(*Ibid.*, p. 244)。しかしながら、同様の規定として、EU基本権憲章第51条2項、リスボン条約附属「欧州連合基本権憲章に関する宣言(第1号)」第2段、「欧州連合条約第6条2項に関する議定書(第8号)」第2条がある。また、同様に「欧州連合基本権憲章に関するチェコ共和国による宣言(第53号)」第2条および「欧州連合基本権憲章に関するポーランド共和国による宣言(第61号)」も参照。

られている¹⁴⁾（EU条約第6条2段）。また、欧州人権条約により保障され、また、加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権はEU法の一般原則を構成する¹⁵⁾（EU条約第6条3段）。

他方、EU基本権憲章の国内適用についてイギリスおよびポーランドが附属議定書により留保または適用除外のように思われることを行うとともに、批准

-
- 14) EU法と欧州人権条約との関係については以下参照。庄司克宏「欧州人権条約をめぐるEC裁判所の「ガイドライン」方式」『日本EC学会年報』第5号、1985年、1-22頁、同「ECにおける基本権保護と欧州人権条約機構」『法学研究』（慶應義塾大学）第60巻6号、1987年、42-70頁、同「EU政府間会議と欧州人権条約加入問題」『外交時報』第1333号、1996年、80-92頁、同「欧州人権裁判所とEU法(1)(2)」『横浜国際経済法学』第8巻3号、2000年、99-114頁、第9巻1号、2000年、49-65頁、同「欧州人権裁判所の「同等の保護」理論とEU法-Bosphorus v. Ireland事件判決の意義」『慶應法学』第6号、2006年、285-302頁。
- 15) EU法の下における基本権保護については以下参照。庄司克宏著『EU法 基礎篇』岩波書店、2003年、161-171頁、同「EC人権共同宣言の成立過程とその意義」『法学研究』（慶應義塾大学）第62巻9号、1989年、87-103頁、同「ECにおける人権保護政策の展開」『国際政治』第94号、1990年、66-80頁、同「EC裁判所における基本権（人権）保護の展開」『国際法外交雑誌』第92巻3号、1993年、33-63頁、同「EU域内市場における自由移動、基本権保護と加盟国の規制権限」、田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人編『EUの国際政治』慶應義塾大学出版会、2007所収、163-180頁。
- 16) チェコはすでに「欧州連合基本権憲章に関するチェコ共和国による宣言（第53号）」において次のように述べている。「1. チェコ共和国は、権限の画定に関する宣言（第18号）で再確認されているとおり、欧州連合基本権憲章の規定は補完性原則及び欧州連合と加盟国との間における権限の配分に十分配慮して欧州連合の諸機関及び〔補助機関〕に向けられていることを想起する。チェコ共和国は、加盟国が連合法から独立して国内法を採択し及び実施しているときではなく、連合法を実施しているときのみ、〔憲章の〕規定が加盟国に向けられていることを強調する。」「2. チェコ共和国はまた、憲章が連合法の適用分野を拡張するものではなく且つ連合に対して新たな権限を確立するものではないこと強調する。憲章は国内法の適用分野を減じることはなく且つ同分野における国内機関の現行の権限を制限するものではない。」「3. チェコ共和国は、憲章が加盟国共通の憲法的伝統に由来する基本的権利及び原則を承認する限りにおいて、それらの権利及び原則はそれらの伝統に調和して解釈されるべきであることを強調する。」「4. チェコ共和国はさらに、憲章における何ものも、連合法により、〔欧州人権条約〕を含み連合又はすべての加盟国が当事者となっている国際協定により及び加盟国憲法により、各適用分野において承認されている人権及び基本的自由を制限し又はそれらに不利な影響を及ぼすものとは解釈され得ないことを強調する。」

過程の最終段階でチェコ¹⁶⁾もそれに加わることとなった¹⁷⁾。この議定書を主導したのはイギリスであるが、その理由は公式には基本権憲章第IV編「連帯」に規定される経済的・社会的権利がイギリスのビジネスに与える負の影響を考慮したためとされている。しかし実際には、リスボン条約が欧州憲法条約とは異なるものであり、それゆえ批准に国民投票は必要ではないということをイギリス国民に示すためであったとされる¹⁸⁾。

この議定書については、基本権憲章からのオプトアウトを意味するとされることがある¹⁹⁾。しかし、憲章が当該国に法的拘束力を有しない旨の明文規定が議定書にあるわけではないため、オプトアウト説を明確に否定する立場もあり、その内容と効果については解釈上争いがある²⁰⁾。そのため、本稿はこの議定書の法的性格と意義について序論的考察を行うことを目的とする。

17) 2009年10月29-30日欧州理事会議長総括によれば、次期加盟条約の締結時に、各国の憲法上の要件に従い、議長総括附属書Iにある「欧州連合基本権憲章のチェコへの適用に関する議定書」をEU条約およびEU機能条約に附属させることとされた。附属書1「欧州連合基本権憲章のチェコへの適用に関する議定書」第1条には、「欧州連合基本権憲章のポーランド及びイギリスへの適用に関する議定書第30号は、チェコ共和国に適用されるものとする。」と規定されている。Brussels European Council of 29/30 OCTOBER 2009, Presidency Conclusions, Nr : 15265/1/09 REV1, 30/10/2009 (available at http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/110889.pdf, accessed 11 January 2011), para. 2 and Annex I.

18) Paul Craig, *The Lisbon Treaty: Law, Politics, and Treaty Reform*, Oxford University Press, Oxford, 2010, p. 238.

19) Jean-Claude Piris, *The Lisbon Treaty: A Legal and Political Analysis*, Cambridge University Press, Cambridge, 2010, p. 160, 161; François-Xavier Priollaud et David Sirtzky, *Le traité de Lisbonne: Commentaire, article par article, des nouveaux traités européens (TUE et TFEU)*, La Documentation française, Paris, 2008, p. 456.

20) Jean-Claude Piris, *op. cit.*, p. 161, 162.

1. 欧州連合基本権憲章のポーランド及びイギリスへの適用に関する議定書（第30号）

次期加盟条約の締結時に、各国の憲法上の要件に従い、「欧州連合基本権憲章のチェコへの適用に関する議定書」がEU条約およびEU機能条約に附属されることになっている。「欧州連合基本権憲章のチェコへの適用に関する議定書」第1条には、「欧州連合基本権憲章のポーランド及びイギリスへの適用に関する議定書第30号は、チェコ共和国に適用されるものとする。」と規定されている（注17参照）。

「欧州連合基本権憲章のポーランド及びイギリスへの適用に関する議定書（第30号）」（以下、議定書第30号）は、前文ならびに本文第1条および第2条から成り、次のように規定されている²¹⁾。

「締約当事国は、

欧州連合条約第6条において連合は欧州連合基本権憲章に列挙されている権利、自由及び原則を承認しているゆえに、

憲章は前掲第6条及び憲章第Ⅶ編の諸規定に厳格に従って解釈されるべきであるゆえに、

前掲第6条は憲章が同条に言及されている説明に厳格に従ってポーランド及びイギリスの裁判所により適用され且つ解釈されるよう要求しているゆえに、

憲章には権利及び原則の双方が含まれるゆえに、

憲章には性格上市民的及び政治的な規定並びに性格上経済的及び社会的な規定の双方が含まれるゆえに、

憲章は連合において承認されている権利、自由及び原則を再確認し且つそれらを一層可視的にするものであるが、新たな権利又は原則を創設するものでは

21) Protocol (No 30) on the Application of the Charter of Fundamental Rights of the European Union to Poland and to the United Kingdom in Consolidated Versions of the Treaty on European Union and the Treaty on the Functioning of the European Union [2010] OJ C83/1 at 313, 314.

ないゆえに、

欧州連合条約、欧州連合機能条約及び連合法一般に基づきポーランド及びイギリスにかかる義務を想起し、

憲章の適用の一定側面を明確化したいとのポーランド及びイギリスの意向に留意し、

それゆえ、ポーランド及びイギリスの法律及び行政措置並びにポーランド国内及びイギリス国内における司法判断可能性につき憲章の適用を明確化することを希求し、

本議定書における憲章の特定の規定の実施に対する言及は憲章の他の規定の実施を厳に損なうものではないことを再確認し、

本議定書は憲章の他の加盟国に対する適用を損なうものではないことを再確認し、

本議定書は欧州連合条約、欧州連合機能条約及び連合法一般に基づきポーランド及びイギリスにかかる他の義務を損なうものではないことを再確認し、

以下の規定に合意した。それは欧州連合条約及び欧州連合機能条約に附属されるものとする。

第1条

1. 憲章は、それが再確認する基本的権利、自由及び原則にポーランド又はイギリスの法律、規則又は行政的規定、実行若しくは措置が適合しないことを判示する欧州連合司法裁判所又はポーランド若しくはイギリスの裁判所の能力を拡張するものではない。
2. 特に、及び疑義の余地を残さないため、憲章第IV編における何ものもポーランド及びイギリスに適用可能である司法判断可能な権利を創設するものではない。但し、ポーランド又はイギリスがかかる権利を国内法上規定している場合はこの限りではない。

第2条

憲章の規定が国内法及び実行に言及する限りにおいて、憲章はそれに含まれる権利又は原則がポーランド又はイギリスの法又は実行において承認されてい

る限度においてのみ適用されるものとする。」

2. 議定書第30号第1条1項の解釈

議定書第30号第1条1項は、上述のとおり、「憲章は、それが再確認する基本的権利、自由及び原則にポーランド又はイギリスの法律、規則又は行政的規定、実行若しくは措置が適合しないことを判示する欧州連合司法裁判所又はポーランド若しくはイギリスの裁判所の能力を拡張するものではない」と規定する。これについては3とおりの解釈がありうるとされる²²⁾。

第1の解釈は基本権憲章第51条1項および2項を確認するにとどまるとする立場である²³⁾。第51条1項は次のように規定する。

「本憲章の諸規定は、補完性原則を尊重しつつ連合の諸機関及び〔補助機関〕に対して、並びに、連合法を実施しているときに限り加盟国に対して向けられる。それゆえ、両者は各々の権限に従い且つ〔EU基本〕条約において付与されている連合の権限の限界を尊重しつつ、権利を尊重し、原則を遵守し及びそれらの適用を促進しなければならない。」

また、第51条2項の規定は以下のとおりである。

「憲章は連合法の適用分野を連合の権限を越えて拡張し又は連合に新たな権限若しくは任務を創設するものではなく、且つ〔EU基本〕条約に定められている権限及び任務を修正するものでもない。」

そのため、第1の解釈によれば、基本権憲章は国内法がEU法を実施しているときにEU法の下で当該国の国内裁判所がすでに有しているより大きな権限を同裁判所に付与するものでないとされる²⁴⁾。したがって、少なくとも憲章がEU司法裁判所によりすでに承認されている権利を規定している場合、当該国

22) Catherine Barnard, *op. cit.*, p. 267.

23) *Ibid.*; Jean-Claude Piris, *op. cit.*, p. 162.

24) Catherine Barnard, *op. cit.*, p. 267.

の国内裁判所（必要に応じて先決裁定手続（EU機能条約第267条）に依拠することができる）および義務不履行訴訟（EU機能条約第258条）におけるEU司法裁判所は、憲章に基づいて、国内法がEU法を実施しているときに国内法を当該権利に適合しない旨宣言することができる²⁵⁾。

次に第2の解釈は、憲章が法の一般原則としてすでに承認されている基本権より進歩的な新しい権利を規定している場合、そのような規定は議定書第30号第1条1項に基づき、当該国の国内裁判所およびEU司法裁判所が当該国の立法を審査するために使用することができないとする²⁶⁾。

最後に第3の解釈は、議定書第30号第1条1項により、EU法を実施する国内法に異議申し立てを行うために憲章を援用することはできないとする。この立場を採用すると、当該国は実際に憲章から適用除外を受けることとなり、それは憲章からのオプトアウトを意味する²⁷⁾。

第2の解釈については、議定書第30号前文第6段に「憲章は連合において承認されている権利、自由及び原則を再確認し且つそれらを一層可視的にするものであるが、新たな権利又は原則を創設するものではない」としていることから²⁸⁾、排除されるべきであると主張することも可能であるように思われる²⁹⁾。

また、第3の解釈についても前文を参照するならば、前掲EU条約第6条が

25) *Ibid.*

26) *Ibid.*, p. 267, 268.

27) *Ibid.*, p. 268.

28) イギリス貴族院欧州連合委員会によれば、次のとおりである。「第1条1項は、憲章が新たな権利を創設していないことを反映している。国内法が憲章の規定に適合しない場合、それはまたEUの又は国際的な規範とも適合していない。これは憲章第51条を反映している。」House of Lords European Union Committee, *The Treaty of Lisbon: an impact assessment*, 10th Report of Session 2007–08, Volume I, HL Paper 62 (available at <http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200708/ldselect/ldeucom/62/62.pdf>, accessed 12 January 2011), para. 5.103(a).

29) イギリス貴族院欧州連合委員会によれば、次のとおりである。「我々は、憲章が由来していると示す基礎としての国内的及び国際的諸文書にあるものとは異なる新たな権利を憲章自体が創設し又は含んでいるという示唆に納得していない。」*Ibid.*, para. 5.56.

「憲章が同条に言及されている説明に厳格に従ってポーランド及びイギリスの裁判所により適用され且つ解釈されるよう要求している」こと（第3段）、「憲章の適用の一定側面を明確化」することがポーランドおよびイギリスの意向であること（第8段）、両国の国内における「憲章の適用を明確化すること」を加盟国が望んでいること（第9段）が指摘されている。そのため、議定書第30号は憲章からのオプトアウトを意味するものではないことは明らかであるように思われる。

以上の結果、議定書第30号第1条1項については、第1の解釈が妥当であると考えられる。

3. 議定書第30号第1条2項および第2条の解釈

議定書第30号第1条2項には、「特に、及び疑義の余地を残さないため、憲章第IV編における何もかもポーランド及びイギリスに適用可能である司法判断可能な権利を創設するものではない」こと、「但し、ポーランド又はイギリスがかかる権利を国内法上規定している場合はこの限りではない」ことが規定されている。

すでに述べたとおり、基本権憲章第52条5項によれば、「原則」を示す憲章の規定は直接効果を有しないが、いずれの規定が「原則」に当たるかについて基本権憲章自体に明らかにされていないため、附属説明文書を参照したとしても解釈の余地が残りうる。しかし、憲章第IV編「連帯」に列挙されている規定が「権利」として解釈されたとしても、議定書第30号第1条2項により当該国では直接効果を有しないことになる。この点で議定書第30号は限定的な適用除外を意味すると解することも可能であるように思われる³⁰⁾。

しかし、ポーランドについては、「欧州連合基本権憲章のポーランド及びイギリスへの適用に関する議定書に係るポーランド共和国による宣言（第62号）」で次のように述べられている³¹⁾。

「ポーランドは、「連帯」社会運動の伝統並びに社会権及び労働権のための闘

争への顕著な貢献に顧慮し、欧州連合法により確立され並びに特に欧州連合基本権憲章第IV編に再確認されている社会権及び労働権を十分に尊重する旨宣言する。」

宣言は法的拘束力を有しないが解釈の指針となるという意味で、この宣言によりポーランドは、議定書第30号第1条2項に基づく限定的な適用除外の援用を放棄しているようにも思われる³²⁾。

他方、議定書第30号第2条は、基本権憲章の規定が国内法および実行に言及する限りにおいて、憲章はそれに含まれる権利または原則が当該国の法または実行において承認されている限度においてのみ適用されるものとする旨規定している。これは、「本憲章に特定されている国内法及び実行につき十分な考慮を払わなければならない」と規定する憲章第52条6項と符合している³³⁾。

30) イギリス貴族院欧州連合委員会によれば、次のとおりである。「第1条2項は、第IV編において国内の法及び実行に頻繁に言及されていること、並びに、憲章における「原則」に対してとられるべきアプローチを示す憲章第52条5項とも合致している。しかし、それはまた第IV編にある歓迎される明確化をもたらしている。第52条5項は附属説明文書に照らして解釈されるならば、第33条のような第IV編のいくつかの「権利」はイギリスの裁判所で直接に援用される遵守確保可能な権利を意味するという結論をもたらしたかもしれない。議定書は、このことが可能ではないことを疑問の余地なく述べているように思われる。このような状況において、欧州司法裁判所が憲章を解釈する際、第IV編はどの加盟国についても司法判断可能な権利を含んでいると判示することはまずあり得ないとみなされなければならないが、我々の見解では議定書第1条2項により同裁判所はイギリスについてそのような判断を行うことはできない。しかしながら、第IV編は、憲章第52条5項の後段に規定されているとおり、連合法に基づく立法的及び執行的行為の解釈又は効力についてさえ依然として影響し、それゆえに個人の権利に間接的に影響を及ぼさうと思われる原則を反映している。我々はまた上述のとおり、連合が憲章とはまったく別の権限内にある分野で立法を行う程度において、国内立法者及び裁判所はいずれにせよ同立法に服することとなる点に留意している。」 *Ibid.*, para. 5.103(b).

31) なお、「欧州連合基本権憲章に関するポーランドによる宣言（第61号）」では、憲章は公共道徳、家族法などの分野で加盟国が立法を行う権利に影響を与えるものではない旨述べられている。

32) Catherine Barnard, *op. cit.*, p. 276.

33) Jean-Claude Piris, *op. cit.*, p. 162.

イギリス貴族院のEU委員会報告書は、議定書第30号第2条について次のように述べている。

「第2条は国内法及び実行に言及する憲章条文並びに憲章第52条6項の常識的な解釈を反映している。第52条6項は、国内法及び実行に言及がある場合「十分な考慮」が払われなければならないと規定している。しかし、それはもしなかったならば議論の対象となったかもしれないことについての有用な明確化である。³⁴⁾」

このように、議定書第30号第2条は「明確化」を行っているのであり、憲章からのオプトアウトを示すものではないと思われる。そこでは、「憲章の関連規定は新たな権利を創設するものとしてではなく、既存の社会権を確認する原則として、また、[EU]立法による異議申立からそれらを保護するものとして理解されている」³⁵⁾とされる。すなわち、「それらはこれまでに達成された保護の水準に関する「スタンドスティル・ルール」である」³⁶⁾。ただし、議定書第30号第2条にある当該国の「法又は実行において承認されている」という文言は、いつ憲章が当該国の法または実行により承認されているとみなされるかに関してEU司法裁判所に解釈上の裁量権を与えているとされる³⁷⁾。

34) House of Lords European Union Committee, *op. cit.*, para. 5.103(c). なお、その次の文では、「とはいえ一方で、議定書第2条により、憲章に関連しない連合の権限に基づく連合法の下で生じる立法的又は執行的行為の効力に関して解釈又は判断を行う際に、憲章第52条5項後段により意図されている仕方では憲章の関連条文をイギリス及びポーランドについて使用することは妨げられないように思われる」と述べられている。

35) Ingolf Pernice, *op. cit.*, p. 248.

36) *Ibid.*

37) Paul Craig, *op. cit.*, p. 240.

38) Jean-Claude Piris, *op. cit.*, p. 163; House of Lords European Union Committee, *op. cit.*, para. 5.105.

結 語

今後、EU司法裁判所および国内裁判所が具体的事案において議定書第30号を解釈する機会を持つことにより、その法的意味が明らかにされることとなる³⁸⁾。

しかし、以上検討した点からまとめるならば、議定書第30号は基本的には憲章からのオプトアウトではないと解される³⁹⁾。それは解釈的な機能を果たすにとどまる⁴⁰⁾。議定書第30号は「憲章の適用の一定側面を明確化」することを目的としているため（前文第8段）、憲章第IV編との関係では当該国にとって適用除外の要素を含みうるとしても、同議定書のほとんどは単なる明確化をしているにすぎない⁴¹⁾。憲章は、（第IV編に規定される基本権が同議定書により適用除外される可能性を有するとしても）当該国にも適用されるのであり、当該国はEU法を実施するときにEU条約第6条1項に基づき憲章に定める基本権を尊重しなければならない⁴²⁾。憲章は、その解釈が議定書の文言により一定の影響を受けるとしても、当該国において適用されることに変わりはないと言える⁴³⁾。

さらに、いずれにせよ、EU条約第6条3段によれば、欧州人権条約により保障され、また、加盟国に共通の憲法的伝統に由来する基本権はEU法の一般原則を構成する。ある基本権がEU法の一般原則を構成している（とEU司法裁判所が解釈する）場合には、憲章が当該国に法的拘束力を有するか否かに関係なく適用されることになる。議定書第30号がこの状況を変更することはない⁴⁴⁾。すなわち、EU条約第6条3段からのオプトアウトは不可能である。

39) Jean-Claude Piris, *op. cit.*, p. 162.

40) Alan Dashwood, "The paper tiger that is no threat to Britain's fundamental rights", *Parliamentary Brief*, 10 March 2008 (available at <http://www.parliamentarybrief.com/2008/03/the-paper-tiger-that-is-no-threat-to-britains-fundamental#all>, accessed 15 January 2011).

41) Catherine Barnard, *op. cit.*, p. 276. 議定書第30号には留保や適用除外は全くないとする立場も存在する (Ingolf Pernice, *op. cit.*, p. 248)。

42) Catherine Barnard, *op. cit.*, p. 276.

43) House of Lords European Union Committee, *op. cit.*, para. 5.87.

44) Jean-Claude Piris, *op. cit.*, p. 163.

〔付記〕

豊泉貫太郎先生ならびにロバート・マキロイ先生が慶應義塾を退職されるにあたり、これまでのご貢献に深い敬意を表するとともに、個人的にも様々な面でお世話になりましたことに心より感謝申し上げます。